

2025年3月27日
第503回理事会

職員給与規程等の変更について

(案)

別紙のとおり、職員給与規程、職員退職手当規程及び職員旅費規程の変更を行う。

施行日：2025年4月1日

以 上

【添付資料】

別紙1：職員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙2：職員退職手当規程 変更案 新旧対照表

別紙3 職員旅費規程 変更案 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）			
	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 7 月 1 5 日変更 平成 2 7 年 9 月 2 日変更 平成 2 8 年 3 月 2 3 日変更 平成 2 9 年 2 月 1 5 日変更 平成 2 9 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 5 月 1 2 日変更 平成 3 0 年 2 月 7 日変更 2 0 1 9 年 1 月 2 4 日変更 2 0 2 0 年 1 月 2 2 日変更 2 0 2 1 年 2 月 1 7 日変更 2 0 2 1 年 1 1 月 4 日変更 2 0 2 2 年 4 月 2 7 日変更 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日変更 2 0 2 3 年 1 月 2 5 日変更 2 0 2 3 年 1 2 月 2 0 日変更 2 0 2 4 年 2 月 1 日変更 2 0 2 4 年 3 月 1 日変更 2 0 2 5 年 2 月 5 日変更			平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 7 月 1 5 日変更 平成 2 7 年 9 月 2 日変更 平成 2 8 年 3 月 2 3 日変更 平成 2 9 年 2 月 1 5 日変更 平成 2 9 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 5 月 1 2 日変更 平成 3 0 年 2 月 7 日変更 2 0 1 9 年 1 月 2 4 日変更 2 0 2 0 年 1 月 2 2 日変更 2 0 2 1 年 2 月 1 7 日変更 2 0 2 1 年 1 1 月 4 日変更 2 0 2 2 年 4 月 2 7 日変更 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日変更 2 0 2 3 年 1 月 2 5 日変更 2 0 2 3 年 1 2 月 2 0 日変更 2 0 2 4 年 2 月 1 日変更 2 0 2 4 年 3 月 1 日変更 2 0 2 5 年 2 月 5 日変更 <u>2 0 2 5 年 3 月 2 7 日変更</u>		
第 1 条～ 4 条（略）			第 1 条～ 4 条（略）			
（初任俸給） 第 5 条 新たに採用する者の初任俸給は、1 級 1 号俸を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。			（初任俸給） 第 5 条 新たに採用する者の初任俸給は、 <u>2 級</u> 1 号俸を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。			
（職務の等級） 第 6 条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。			（職務の等級） 第 6 条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。			
	職務の区分	等級		職務の区分	等級	
1	部長	8 級	1	部長	<u>9 級</u>	
2	所長、室長、担当部長	6 級～ 8 級	2	所長、室長、担当部長	<u>7 級～ 9 級</u>	
3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	5 級～ 7 級	3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	<u>6 級～ 8 級</u>	
4	副マネージャー、副当直長	4 級～ 5 級	4	副マネージャー、副当直長	<u>5 級～ 6 級</u>	
5	一般職員	1 級～ 4 級	5	一般職員	1 級～ <u>5 級</u>	
※参事・スペシャリスト・主任の等級は、能力・経験等を考慮し個別に決定するものとする。			※参事・スペシャリスト・主任の等級は、能力・経験等を考慮し個別に決定するものとする。			
第 7 条～ 1 8 条（略）			第 7 条～ 1 8 条（略）			

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）					
（特別勤務手当） 第 1 9 条第 4 条別表 2 の適用を受ける職員が、業務運営上の必要により休日に勤務した場合、当該職員には、勤務 1 回につき次の各号に定める金額を特別勤務手当として支給する。 一第 4 条別表 2 において 8 級の適用を受ける職員 1 2， 0 0 0 円 二第 4 条別表 2 において 7 級の適用を受ける職員 1 0， 0 0 0 円 三第 4 条別表 2 において 6 級の適用を受ける職員 8， 5 0 0 円 四第 4 条別表 2 において 5 級の適用を受ける職員 7， 0 0 0 円 2 特別勤務手当は、 1 回の勤務時間が 6 時間を超える場合に支給する。					（特別勤務手当） 第 1 9 条第 4 条別表 2 の適用を受ける職員が、業務運営上の必要により休日に勤務した場合、当該職員には、勤務 1 回につき次の各号に定める金額を特別勤務手当として支給する。 一第 4 条別表 2 において <u>9</u> 級の適用を受ける職員 1 2， 0 0 0 円 二第 4 条別表 2 において <u>8</u> 級の適用を受ける職員 1 0， 0 0 0 円 三第 4 条別表 2 において <u>7</u> 級の適用を受ける職員 8， 5 0 0 円 四第 4 条別表 2 において <u>6</u> 級の適用を受ける職員 7， 0 0 0 円 2 特別勤務手当は、 1 回の勤務時間が 6 時間を超える場合に支給する。					
第 2 0 条～ 2 6 条（略）					第 2 0 条～ 2 6 条（略）					
附則 （略）					附則 （略）					
<u>附則</u> <u>（新設）</u>					<u>附則（ 2 0 2 5 年 3 月 2 7 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、 2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>					
別表 1 本給表（一）					別表 1 本給表（一）					
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級	<u>1 級</u>	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>	<u>5 級</u>
号俸	本給	本給	本給	本給	号俸	本給	本給	本給	本給	本給
1	230,000 円	261,300 円	287,300 円	317,400 円	1	<u>183,500 円</u>	<u>230,000 円</u>	<u>261,300 円</u>	<u>287,300 円</u>	<u>309,800 円</u>
2	231,500	262,300	288,900	318,700	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>
3	233,000	263,300	290,400	320,000	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>
4	234,500	264,300	291,900	321,300	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>
5	236,000	265,300	293,400	323,100	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>
6	237,500	266,300	294,900	324,900	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>
7	239,000	267,300	296,300	326,600	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>
8	240,500	268,300	297,600	328,300	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>
9	242,000	269,300	298,800	330,000	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>
10	243,400	270,300	300,300	331,700	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>
11	244,800	271,300	301,800	333,400	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>
12	246,200	272,300	303,200	335,000	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>
13	247,400	273,300	304,600	336,700	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>
14	248,600	274,300	305,700	338,400	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>
15	249,800	275,300	306,700	340,000	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>
16	251,000	276,400	307,900	341,500	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>
17	252,100	277,400	309,100	343,100	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>
18	253,200	278,700	310,700	344,700	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>
19	254,300	280,000	312,300	346,200	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>
20	255,400	281,200	313,900	347,600	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>
※この表は、別表 2 の適用者以外の職員に適用する。					21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>

変 更 前（変更点に下線）						変 更 後（変更点に下線）					
	22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>	<u>283, 800</u>	<u>317, 000</u>	<u>343, 100</u>					
	23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>	<u>285, 000</u>	<u>318, 600</u>	<u>344, 700</u>					
	24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>	<u>286, 200</u>	<u>320, 200</u>	<u>346, 200</u>					
	25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>	<u>287, 300</u>	<u>321, 700</u>	<u>347, 600</u>					
	26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>	<u>288, 500</u>	<u>323, 400</u>	<u>349, 300</u>					
	27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>	<u>289, 800</u>	<u>325, 000</u>	<u>350, 900</u>					
	28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>	<u>291, 100</u>	<u>326, 600</u>	<u>352, 500</u>					
	29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>	<u>292, 400</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>					
	30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>	<u>293, 400</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>					
	31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>294, 400</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>					
	32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>295, 500</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>					
	33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>296, 600</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>					
	34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>297, 800</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>					
	35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>298, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>					
	36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>300, 100</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>					
	37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>301, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>					
	38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>					
	39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>303, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>					
	40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>305, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>					
	41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>306, 500</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>					
	42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>307, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>					
	43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>309, 100</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>					
	44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>310, 400</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>					
	45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>311, 700</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>					
	46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>313, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>					
	47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>314, 300</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>					
	48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>315, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>					
	※この表は、別表 2 の適用者以外の職員に適用する。										
	別表 2										
	本給表（二）										
	職務の級	資格給	査定給								
			特に優秀	優秀	良好	良好でない					
	5 級	300, 000 円	90, 500 円	80, 500 円	70, 500 円	60, 500 円					
	6 級	330, 000	116, 500	101, 500	86, 500	71, 500					
	7 級	360, 000	157, 100	137, 100	117, 100	97, 100					
	8 級	400, 000	187, 300	157, 300	127, 300	97, 300					
	※この表の適用者の本給月額は、資格給と査定給の合計で構成される。										
	査定給については、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。										

別表 2 本給表（二）					
職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
<u>6 級</u>	300, 000 円	90, 500 円	80, 500 円	70, 500 円	60, 500 円
<u>7 級</u>	330, 000	116, 500	101, 500	86, 500	71, 500
<u>8 級</u>	360, 000	157, 100	137, 100	117, 100	97, 100
<u>9 級</u>	400, 000	187, 300	157, 300	127, 300	97, 300
※この表の適用者の本給月額は、資格給と査定給の合計で構成される。					
査定給については、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。					

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）										
別表 3（略）					別表 3（略）										
別表 4					別表 4										
職務の級	勤勉手当				職務の級	勤勉手当									
	特に優秀	優秀	良好	良好でない		特に優秀	優秀	良好	良好でない						
5 級	1, 514 千円	1, 401 千円	1, 283 千円	1, 167 千円	<u>6 級</u>	1, 514 千円	1, 401 千円	1, 283 千円	1, 167 千円						
6 級	1, 866	1, 690	1, 514	1, 344	<u>7 級</u>	1, 866	1, 690	1, 514	1, 344						
7 級	2, 331	2, 098	1, 866	1, 633	<u>8 級</u>	2, 331	2, 098	1, 866	1, 633						
8 級	2, 914	2, 620	2, 331	2, 042	<u>9 級</u>	2, 914	2, 620	2, 331	2, 042						
※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。					※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。										
別表 5					別表 5										
扶養親族 （第 11 条第 2 項）	職務の級	適用年度（4 月～翌年 3 月）						扶養親族 （第 11 条第 2 項）	職務の級	適用年度（4 月～翌年 3 月）					
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020～2024 年度	2025 年度	2026 年度			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020～2024 年度	2025 年度	2026 年度
第 1 号	5 級以下	10, 000 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	3, 000 円	支給しない	第 1 号	<u>6 級</u> 以下	10, 000 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	3, 000 円	支給しない
	6 級	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない		<u>7 級</u>	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない
	7 级以上	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない		<u>8 級</u> 以上	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない
第 2 号	1 級～8 級	8, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円	第 2 号	1 級～ <u>9 級</u>	8, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円
第 3 号～第 6 号	5 級以下	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	第 3 号～第 6 号	<u>6 級</u> 以下	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円
	6 級	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円		<u>7 級</u>	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円
	7 级以上	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない		<u>8 級</u> 以上	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない
別紙 6					別紙 6										
等級	管理職手当				等級	管理職手当									
8 級	72, 700 円				<u>9 級</u>	72, 700 円									
7 級	62, 300 円				<u>8 級</u>	62, 300 円									
6 級	49, 600 円				<u>7 級</u>	49, 600 円									
5 級	33, 200 円				<u>6 級</u>	33, 200 円									

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 <u>2 0 2 5 年 3 月 2 7 日変更</u>
第 1 条～ 5 条（略）	第 1 条～ 5 条（略）
（退職一時金の調整額） 第 6 条 退職一時金の調整額は、各月（会社都合以外の事由による休職又は育児休業若しくは介護休業によりすべて勤務しなかった月を除く。）にその者が属していた次の各号に掲げる職員の等級に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 4 5 順位までの調整月額（当該各月の月数が 4 5 月に満たない場合には当該各月の調整月額）を合計した額とする。 一 <u>8 級</u> 7 0, 4 0 0 円 二 <u>7 級</u> 6 5, 0 0 0 円 三 <u>6 級</u> 5 9, 5 5 0 円 四 <u>5 級</u> 5 4, 1 5 0 円 五 <u>4 級</u> 4 3, 3 5 0 円 六 <u>3 級</u> 3 2, 5 0 0 円 七 <u>2 級</u> 2 7, 1 0 0 円 八 <u>1 級</u> 2 1, 7 0 0 円	（退職一時金の調整額） 第 6 条 退職一時金の調整額は、各月（会社都合以外の事由による休職又は育児休業若しくは介護休業によりすべて勤務しなかった月を除く。）にその者が属していた次の各号に掲げる職員の等級に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 4 5 順位までの調整月額（当該各月の月数が 4 5 月に満たない場合には当該各月の調整月額）を合計した額とする。 一 <u>9 級</u> 7 0, 4 0 0 円 二 <u>8 級</u> 6 5, 0 0 0 円 三 <u>7 級</u> 5 9, 5 5 0 円 四 <u>6 級</u> 5 4, 1 5 0 円 五 <u>5 級</u> 4 3, 3 5 0 円 六 <u>4 級</u> 3 2, 5 0 0 円 七 <u>3 級</u> 2 7, 1 0 0 円 八 <u>2 級</u> 2 1, 7 0 0 円 <u>九 1 級</u> <u>0 円</u>
2 次の各号に掲げる者に対する退職一時金の調整額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。 一 退職した者でその勤続年数が 2 5 年未満のもの（次号に掲げる者は除く）は、前項第 1 号から第 7 号に掲げる職員の等級にあつては当該各号に定める額、同項第 8 号に掲げる職員の等級にあつては 0 として、同項の規程を適用して計算した額 二 退職した者でその勤続期間が 5 年未満のもの及び傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が 1 0 年以上 2 5 年未満のものは、前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額 3 傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が 1 0 年未満のものには調整額は支給しない。	2 次の各号に掲げる者に対する退職一時金の調整額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。 一 退職した者でその勤続年数が 2 5 年未満のもの（次号に掲げる者は除く）は、前項第 1 号から第 7 号に掲げる職員の等級にあつては当該各号に定める額、同項第 8 号に掲げる職員の等級にあつては 0 として、同項の規程を適用して計算した額 二 退職した者でその勤続期間が 5 年未満のもの及び傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が 1 0 年以上 2 5 年未満のものは、前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額 3 傷病又は死亡によらずに自己都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が 1 0 年未満のものには調整額は支給しない。
第 7 条～ 1 2 条（略）	第 7 条～ 1 2 条（略）
（掛金額及び給付金額） 第 1 3 条 確定拠出年金の掛金及び前払い退職金の給付金は本機関が拠出することとし、その月の 1 日時点の職員の等級に応じて次の各号に掲げる金額を毎月拠出する。 一 <u>8 級</u> 2 5, 0 0 0 円 二 <u>7 級</u> 1 9, 0 0 0 円 三 <u>6 級</u> 1 4, 0 0 0 円 四 <u>5 級</u> 1 1, 0 0 0 円 五 <u>4 級</u> 9, 0 0 0 円 六 <u>3 級</u> 7, 0 0 0 円	（掛金額及び給付金額） 第 1 3 条 確定拠出年金の掛金及び前払い退職金の給付金は本機関が拠出することとし、その月の 1 日時点の職員の等級に応じて次の各号に掲げる金額を毎月拠出する。 一 <u>9 級</u> 2 5, 0 0 0 円 二 <u>8 級</u> 1 9, 0 0 0 円 三 <u>7 級</u> 1 4, 0 0 0 円 四 <u>6 級</u> 1 1, 0 0 0 円 五 <u>5 級</u> 9, 0 0 0 円 六 <u>4 級</u> 7, 0 0 0 円

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
七 <u>2 級</u> 6, 0 0 0 円 八 <u>1 級</u> 5, 0 0 0 円	七 <u>3 級</u> 6, 0 0 0 円 八 <u>2 級</u> 5, 0 0 0 円 九 <u>1 級</u> <u>4, 0 0 0 円</u>
第 1 4 条～ 2 6 条（略）	第 1 4 条～ 2 6 条（略）
附則 （略）	附則 （略）
<u>附則</u> <u>（新設）</u>	<u>附則（ 2 0 2 5 年 3 月 2 7 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、 2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>

変 更 前（変更点に下線）				変 更 後（変更点に下線）						
平成 2 7 年 4 月 1 日施行				平成 2 7 年 4 月 1 日施行 <u>2 0 2 5 年 3 月 2 7 日変更</u>						
第 1 条～ 2 3 条（略）				第 1 条～ 2 3 条（略）						
附則 （略）				附則 （略）						
<u>附則</u> <u>（新設）</u>				<u>附則（2 0 2 5 年 3 月 2 7 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>						
別表 1				別表 1						
国内旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）				国内旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）						
運賃及び階級		役員	職員（ <u>5 級</u> 以上）	職員（ <u>4 級</u> 以下）	運賃及び階級		役員	職員（ <u>6 級</u> 以上）	職員（ <u>5 級</u> 以下）	
鉄 道 運 賃	旅客運賃	利用に要する運賃			鉄 道 運 賃	旅客運賃	利用に要する運賃			
	特別料金	特別急行料金・急行料金				特別料金	特別急行料金・急行料金			
		座席指定料金					特別車両料金			
船 舶 運 賃	3 階級	上級の運賃	中級の運賃		船 舶 運 賃	3 階級	上級の運賃	中級の運賃		
	2 階級	上級の運賃	下級の運賃			階級なし	上級の運賃		下級の運賃	
	利用に要する運賃			特別料金			利用に要する運賃			
	特別船室料金					特別船室料金				
	座席指定料金									
	寝台料金									
航運 空賃	2 階級	上級の運賃	下級の運賃		航運 空賃	2 階級	上級の運賃	下級の運賃		
	階級なし	利用に要する運賃				階級なし	利用に要する運賃			
バス運賃等		利用に要する運賃			バス運賃等		利用に要する運賃			
別表 2				別表 2						
国内旅費（日当及び宿泊料）				国内旅費（日当及び宿泊料）						
区分	日当（1 日につ き）	宿泊料（一夜につき）		区分	日当（1 日につ き）	宿泊料（一夜につき）				
		甲地方	乙地方			甲地方	乙地方			
役員	3, 000 円	14, 800 円	13, 300 円	役員	3, 000 円	14, 800 円	13, 300 円			
職員（ <u>5 級</u> 以上）	2, 600 円	13, 100 円	11, 800 円	職員（ <u>6 級</u> 以上）	2, 600 円	13, 100 円	11, 800 円			
職員（ <u>4 級</u> 以下）	2, 200 円	10, 900 円	9, 800 円	職員（ <u>5 級</u> 以下）	2, 200 円	10, 900 円	9, 800 円			
※甲地方：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市				※甲地方：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市						

別表 3

外国旅費（鉄道運賃, 船舶運賃, 航空運賃及びバス運賃等）				
運賃及び階級		理事長	理事	職員 (<u>5級</u> 以上)
鉄 道 運 賃	3 階級以上	最上級の運賃		最上級の直近下位の運賃
	2 階級	上級の運賃		
	階級なし	利用に要する運賃		
	特別料金	急行料金		
		寝台料金		
		座席指定料金		
	2 階級	最上級の運賃		
船 舶 運 賃	変更区 に合 ふ二 つ以 上	4 階級以上	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の直近下位の運賃
		3 階級	中級の運賃	下級の運賃
		2 階級	下級の運賃	
	特別料金	階級なし	利用に要する運賃	
		特別船室料金		
		寝台料金		
	3 階級以上	最上級の運賃	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の直近下位の運賃
航 運 空 賃	2 階級	上級の運賃		下級の運賃
	階級なし	利用に要する運賃		
	バス運賃等		利用に要する運賃	

別表 4

外国旅費（日当及び宿泊料）								
区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
職員 (<u>5級</u> 以上)	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円
職員 (<u>4級</u> 以下)	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円

※指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

別表 3

外国旅費（鉄道運賃, 船舶運賃, 航空運賃及びバス運賃等）				
運賃及び階級		理事長	理事	職員 (<u>6級</u> 以上)
鉄 道 運 賃	3 階級以上	最上級の運賃		最上級の直近下位の運賃
	2 階級	上級の運賃		
	階級なし	利用に要する運賃		
	特別料金	急行料金		
		寝台料金		
		座席指定料金		
	2 階級	最上級の運賃		
船 舶 運 賃	変更区 に合 ふ二 つ以 上	4 階級以上	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の直近下位の運賃
		3 階級	中級の運賃	下級の運賃
		2 階級	下級の運賃	
	特別料金	階級なし	利用に要する運賃	
		特別船室料金		
		寝台料金		
	3 階級以上	最上級の運賃	最上級の直近下位の運賃	最上級の直近下位の直近下位の運賃
航 運 空 賃	2 階級	上級の運賃		下級の運賃
	階級なし	利用に要する運賃		
	バス運賃等		利用に要する運賃	

別表 4

外国旅費（日当及び宿泊料）								
区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
職員 (<u>6級</u> 以上)	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円
職員 (<u>5級</u> 以下)	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円

※指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
別表 5	死亡手当		別表 5
	区分	金額	
	役員	640,000 円	
	職員（ <u>5 級</u> 以上）	520,000 円	
	職員（ <u>4 級</u> 以下）	460,000 円	
	死亡手当		
	区分	金額	
	役員	640,000 円	
	職員（ <u>6 級</u> 以上）	520,000 円	
	職員（ <u>5 級</u> 以下）	460,000 円	